

サステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク（NSC）定例勉強会
2024年5月28日（火）

SSBJの公開草案の概要と国際動向 そして今後の見通しについて

阪 智香 関西学院大学

1. なぜサステナビリティ開示？



2. サステナビリティ開示基準



3. 活用例とポイント



Outline

1. なぜサステナビリティ開示？



2. サステナビリティ開示基準



3. 活用例とポイント



Outline

サステナビリティ開示の役割：外部性と市場の失敗

外部性 externality { 外部経済・外部便益
外部不経済・外部費用（外部コスト）



市場の失敗：市場メカニズム（価格が介在して資源を効率的に配分）が有効に機能せず、価格を経由せず消費者・住民・地球に直接影響を及ぼす
例：公害の健康被害、地球温暖化、水質汚染、森林破壊など

市場を健全に機能させるには？

サステナビリティ開示の役割：外部コストの内部化

外部コストを内部化する環境政策手法 環境白書（2000） internalization

- ・ 規制的手法（直接規制、枠組規制）
- ・ 経済的手法（市場メカニズムの活用。課税、補助金、排出量取引等）
- ・ 自主的取組手法
- ・ **情報的手法**（情報を利害関係者に開示し、環境に配慮した行動・企業評価を促進）

例：2010年米国金融規制改革法（ドッド・フランク法）1502条 (Christensen et al. 2021, pp.1189, 1219, 1222)

米国上場企業に「血のダイヤモンド」やコンゴ民主共和国の紛争地域由来の希少鉱物の情報開示義務付け

トヨタ自動車紛争鉱物報告書 https://global.toyota/pages/global_toyota/ir/library/sec/form_sd_202305_final.pdf

パリ協定（2015年） 低排出型で気候に強靱な発展に**資金の流れを適合**

→**ビジネスのメインストリームの領域とサステナビリティの領域の重なり**

- ・ 気候変動は大きなリスクと同時に成長戦略としてのチャンス
- ・ 外部性をビジネスモデルに取り込むことで企業と経済社会のリスクを下げる
- ・ 新たな産業・社会構造への転換を促すサステナブル金融、**金融市場の枠組みづくり**

1972年国連人間環境会議（ストックホルム宣言）

1987年ブルントラント委員会最終報告書

1992年 地球サミット

1996年ISO14001

付加価値会計

社会関連会計

生産性

環境・社会
ディスク
ロージャー

半世紀に及ぶ
会計研究・実践

アカウンタ
ビリティ

ステーク
ホルダー

環境会計

CSR、ESG

2006年国連PRI

2015年SDGs

2000年国連グローバルコンパクト
2022年ストックホルム+50

1. なぜサステナビリティ開示？



2. サステナビリティ開示基準



3. 活用例とポイント



Outline

サステナビリティ開示ガイドライン・基準の動向

グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI) ガイドライン (2000)

ISO26000 (2010)

国際統合報告評議会 (IIRC) 国際統合報告フレームワーク (2013)

気候

グロー

気候

サス

欧州

経済

経済

環境

世界

日本

経済

IIRC

環境

IFRS

自主的取組が発展をリード → グローバルに普及 (成熟期へ)

ガイドライン・基準が多すぎる

比較可能性に課題 → 投資の意思決定に有用な情報のニーズ

2020)

2021)

IIRC (国際統合報告評議会) と SASB (米国サステナビリティ会計基準審議会) → バリュレポーティング財団 (VRF) (2021)

ISSB (国際サステナビリティ基準審議会) 設立公表 (2021)、S1・S2公開草案 (2022)、S1・S2基準公表 (2023)

SSBJ設立準備委員会 (2021) → サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) 設立 (2022)

米国証券取引委員会 (SEC) 気候リスク開示規則案 (2022)

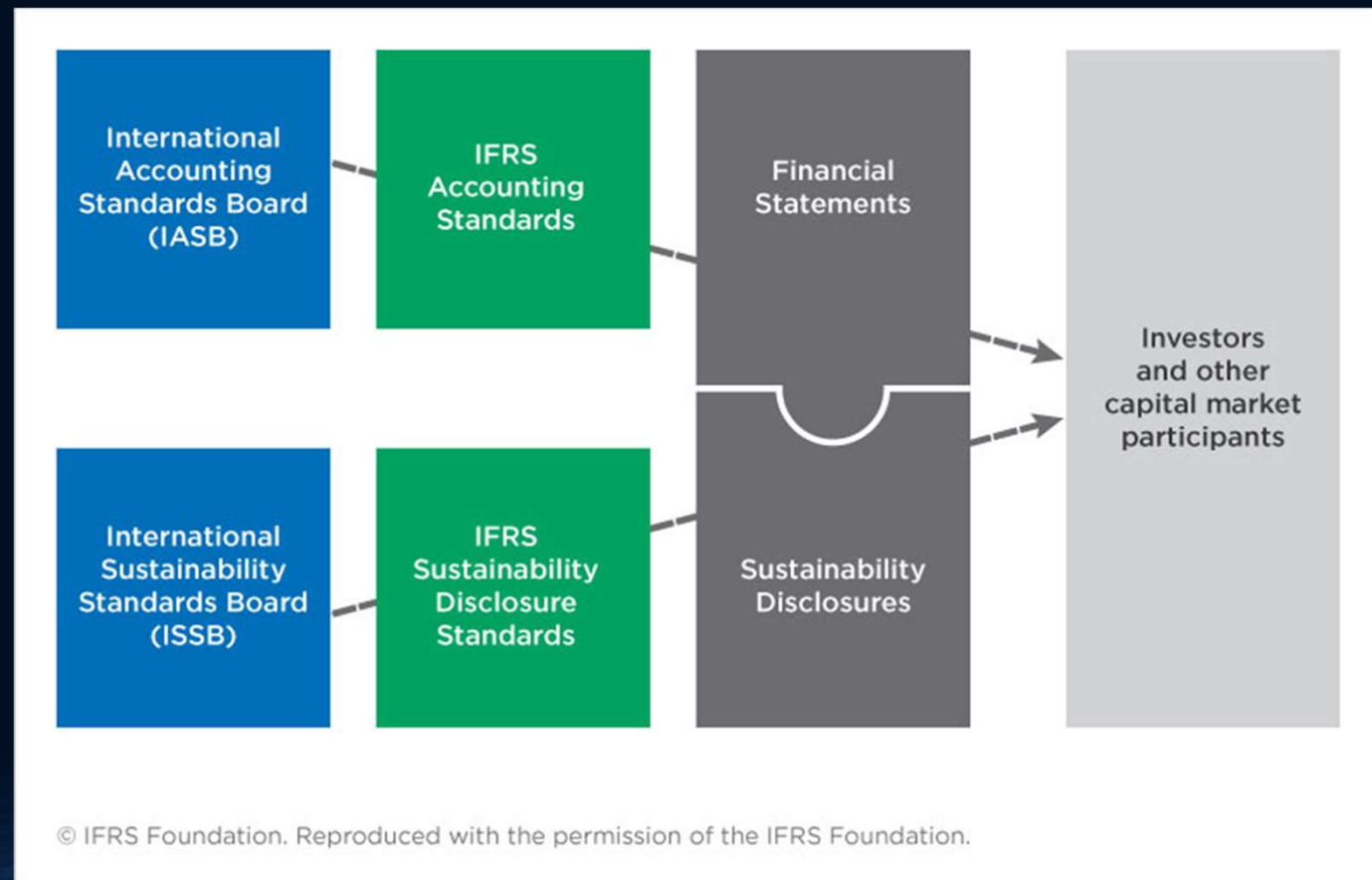
VRFとCDSB → IFRS財団に統合 (2022)

欧州企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) 成立、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) ESRS案承認 (2022)

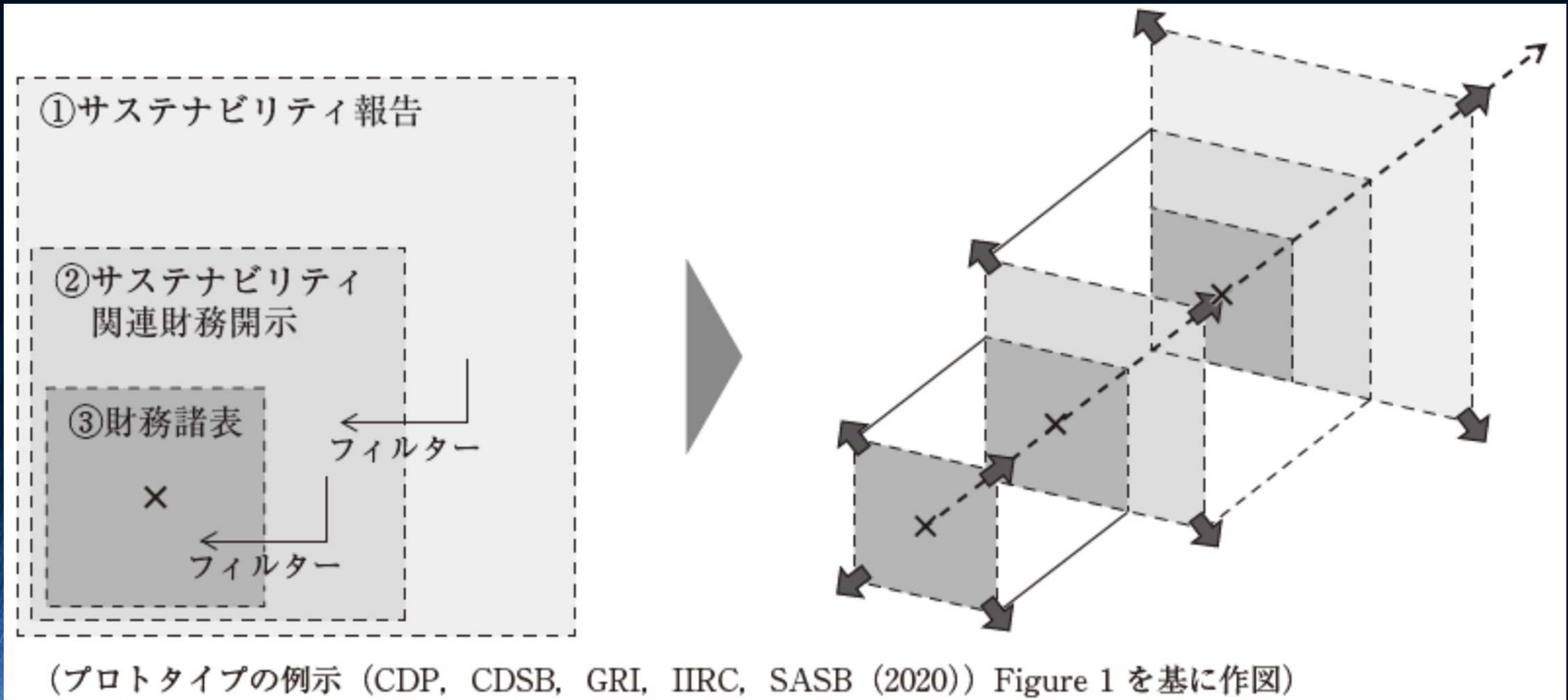
国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）基準

財務諸表の補足情報としてのサステナビリティ開示

投資家等の意思決定に有用な、
比較可能で包括的な、
サステナビリティ関連財務開示
（リスク及び機会）の
グローバル・ベースライン



サステナビリティ開示



- ②→③ ISSB, 日本SSBJなどのサステナビリティ関連財務情報
- ①→② ESRS, サステナビリティレポート、統合報告書

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）基準

基準の構造

全般的要求事項（S1）：共通部分

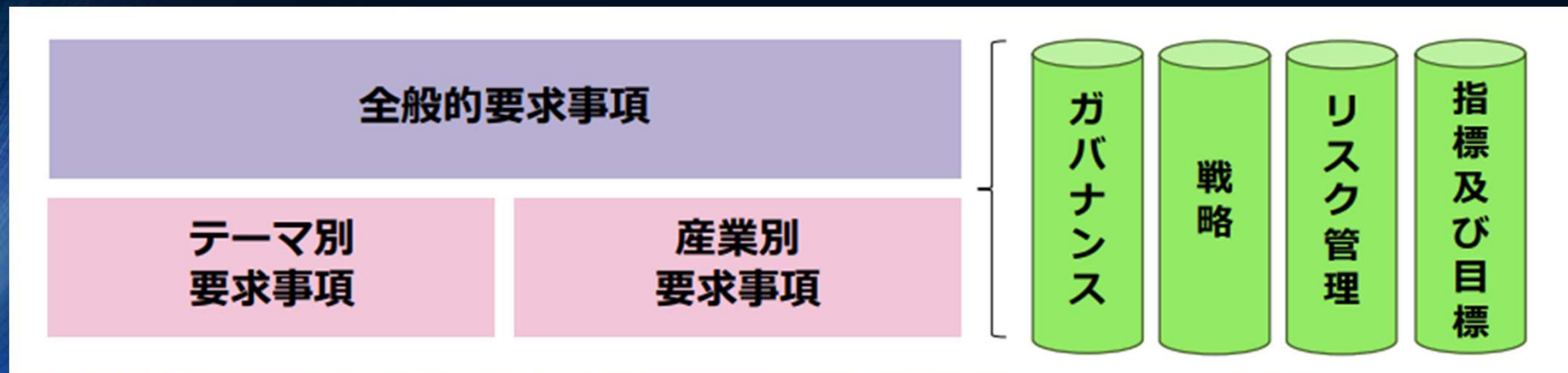
テーマ別要求事項：気候関連開示（S2）

SASB基準（11セクター、77業種）のトピック・指標を考慮しなければならない（GRIや欧州基準などを考慮することができる）

全般的要求事項とテーマ別要求事項の関係

コア・コンテンツ：ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標（TCFDがベース）

S1は基準未公表テーマ含む全てのサステナビリティ関連リスク及び機会の開示に利用



2023年6月

IFRS S1号

IFRS[®]サステナビリティ開示基準

サステナビリティ関連財務情報の開示に関する 全般的要求事項

国際サステナビリティ基準審議会



目 次

開始する項

IFRSサステナビリティ開示基準書S1号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項

目 的	1
範 囲	5
概念的基礎	10
適正な表示	11
重要性 (materiality)	17
報告企業	20
つながりのある情報	21
コア・コンテンツ	25
ガバナンス	26
戦 略	28
リスク管理	43
指標及び目標 (targets)	45
全般的要求事項	54
ガイダンスの情報源	54
開示の記載場所	60
報告のタイミング	64
比較情報	70
準拠表明	72
判断、不確実性及び誤謬	74
判 断	74
測定の不確実性	77
誤 謬	83

付 録

- A 用語の定義
- B 適用ガイダンス
- C ガイダンスの情報源
- D 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性
- E 発効日及び経過措置

ISSBによるIFRS S1号（2023年6月公表）の承認

下記の付属ガイダンスについては、本版のPart B参照

例示的ガイダンス

設 例

結論の根拠については、本版のPart C参照

結論の根拠

気候関連開示

目 次

開始する項

IFRSサステナビリティ開示基準書S2号 気候関連開示

目 的	1
範 囲	3
コア・コンテンツ	5
ガバナンス	5
戦 略	8
リスク管理	24
指標及び目標 (targets)	27

付 録

- A 用語の定義
- B 適用ガイダンス
- C 発効日及び経過措置

ISSBIによるIFRS S2号（2023年6月公表）の承認

下記の付属ガイダンス及び補足資料については、本版のPart B参照

例示的ガイダンス

設 例

IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス

結論の根拠については、本版のPart C参照

結論の根拠

「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する 全般的要求事項」に関する付属ガイダンス

目 次

	開始する項
例示的ガイダンス	IG1
主要な利用者	IG1
主要な利用者の情報ニーズを満たすこと	IG2
一般に利用可能である情報の使用	IG7
ガイダンスの情報源の適用	IG8
「SASBスタンダード」	IG11
「CDSBフレームワーク適用ガイダンス」	IG25
設 例	IE1
「SASBスタンダード」	IE2
設例1-単一のビジネス・ラインを有する企業	IE3
設例2-多様な活動を行っている大規模なコングロマリット企業	IE9

**IFRS S2号「気候関連開示」に関する
付属ガイダンス**

目 次

開始する項

例示的ガイダンス

設 例

温室効果ガス排出の集約及び分解	IE2
設例1-連結会計グループとその他の投資先との間の「スコープ1」及び「スコープ2」の 温室効果ガス排出の分解	IE3
設例2-「スコープ3」の温室効果ガス排出の「スコープ3」カテゴリーごとの分解	IE6
設例3-温室効果ガス排出の種類ごとの分解	IE13
資産運用におけるファイナンスド・エミッションの分解	IE25
説例4-アクティブ及びパッシブ戦略による分解	IE26
説例5-資産クラスによる分解	IE33

IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス

はじめに	IB1
構造及び用語	IB3
適 用	IB5
重要性 (materiality)	IB5
適切な産業 (又は複数の産業) の選択	IB8
「SASBスタンダード」との互換性	IB10
リスク及び機会の識別並びに開示の作成	IB12
産業横断的指標カテゴリーを満たす情報の作成	IB14

「気候関連開示」の適用に関する
産業別ガイダンス

目 次

開始するページ

	開始するページ
IFRS S2号「気候関連開示」の適用に関する産業別ガイダンス	
消費財セクター	9
採掘及び鉱物加工セクター	43
金融セクター	122
食品及び飲料セクター	153
医療セクター	228
インフラセクター	245
再生可能資源及び代替エネルギーセクター	351
資源加工セクター	402
サービスセクター	444
技術及び通信セクター	455
輸送セクター	493

サステナビリティ開示基準の動向：日本

サステナビリティ基準委員会 (Sustainability Standards Board of Japan, SSBJ)

2022年7月 SSBJ設立

日本のサステナビリティ開示基準の開発

国際的なサステナビリティ開示基準の開発に貢献

財務会計基準機構 (FASF) { 企業会計基準委員会 (ASBJ)
サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和4年度）」

- ・ 金融商品取引法上のサステナビリティ開示基準の設定主体は今後必要な関係法令を整備
- ・ SSBJが開発する開示基準を、我が国のサステナビリティ開示基準として設定

金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」2024年2月設置

- ・ SSBJ基準の適用対象・強制時期等の検討
- ・ 企業の範囲は、東京証券取引所プライム上場企業又はその一部を想定
(SSBJ基準案はこれを前提に開発)

目次

開始する項

目次

開始する項

2023年6月

IFRS S2号 IFRS®サステナ

IFRSサステナビリティ開示基準書S2号 気候関連開示

目的	1
範囲	3
コア・コンテンツ	5
ガバナンス	5
戦略	8
リスク管理	24
指標及び目標 (targets)	27

付録	
A 用語の定義	
B 適用ガイダンス	
C 発効日及び経過措置	

ISSBIによるIFRS S2号（2023年6月公表）の承認

下記の付属ガイダンス及び補足資料については、本版の

例示的ガイダンス

設例

IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス

結論の根拠については、本版のPart C参照

結論の根拠

日本（公開草案）
テーマ別基準
「気候関連開示基準」

共通部分

S1のみ

2023年6月

IFRS S1 IFRS®サステ

サステナビ
全般的要求

IFRSサステナビリティ開示基準書S1号
サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項

目的	1
範囲	5
概念的基礎	10
適正な表示	11
重要性 (materiality)	17
報告企業	20
つながりのある情報	21
コア・コンテンツ	25
ガバナンス	26
戦略	28
リスク管理	43
指標及び目標 (targets)	45
全般的要求事項	
ガイダンスの情報源	
開示の記載場所	
報告のタイミング	
比較情報	
準拠表明	
判断、不確実性及び誤謬	74
判断	74
測定の不確実性	77
誤謬	83

付録

A 用語の定義	
B 適用ガイダンス	
C ガイダンスの情報源	
D 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性	
E 発効日及び経過措置	

ISSBIによるIFRS S1号（2023年6月公表）の承認

下記の付属ガイダンスについては、本版のPart B参照

例示的ガイダンス

設例

結論の根拠については、本版のPart C参照

結論の根拠

日本（公開草案）
テーマ別基準
「一般開示基準」

日本（公開草案）
ユニバーサル基準
「サステナビリティ
開示基準の適用」

サステナビリティ開示基準の動向：日本

適用基準案



2024年3月

サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案
サステナビリティ開示基準の適用（案）



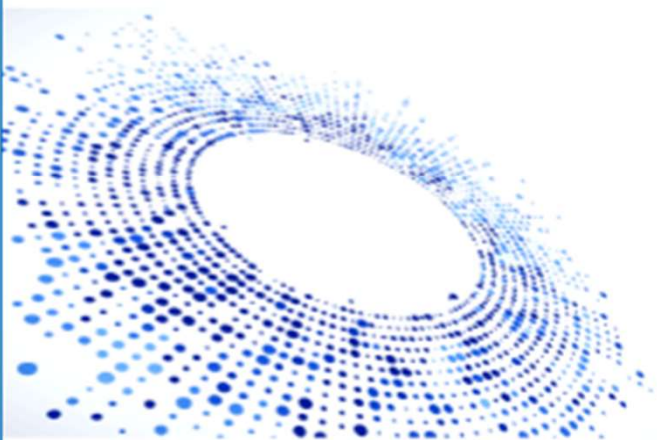
サステナビリティ基準委員会

一般基準案



2024年3月

サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号
一般開示基準（案）



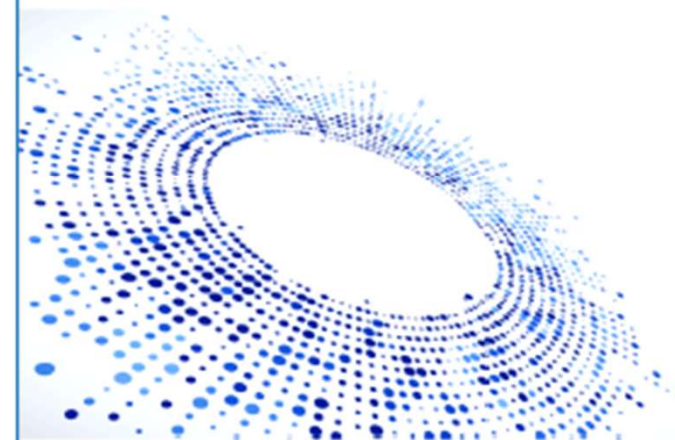
サステナビリティ基準委員会

気候基準案



2024年3月

サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号
気候関連開示基準（案）



サステナビリティ基準委員会

サステナビリティ開示基準の開発方針：日本

国際的な比較可能性の確保

- ・ ISSB基準（グローバルで一貫した基準）との整合性
 - ・ IFRS S1 & S2の要求事項をすべて取り入れた
 - ・ 一部、SSBJ基準独自の取り扱いの選択を認めている
 - ・ 一部、ISSB基準に追加して要求している
- SSBJ基準を適用し、SSBJ基準独自の取り扱いを選択しなければ、ISSB基準準拠
SSBJ基準の追加要求開示は、ISSB基準開示作成過程の入手情報に基づき作成可能

産業別基準の扱い

- ・ ISSB基準と同様、強制適用の対象ではない
- ・ 将来ISSBが強制適用の対象とした時点で、SSBJ基準にも取り入れるかどうかを検討

サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用」案

サステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合の基本となる事項を示す

1

目的

SSBJ基準に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告するにあたり、適用しなければならない

関連する財務諸表が、日本基準に準拠しているか、他に準拠しているかにかかわらず適用

2

範囲

サステナビリティ関連財務開示：企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供する開示
一般目的財務報告書の特定の一様式

3

用語の定義

サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用」案

関連する財務諸表と同じ報告企業（連結財務諸表を作成している場合は、親会社及びその子会社）

関連する財務諸表を特定できるようにしなければならない（入手方法、準拠した会計基準の名称）

4

報告企業

数値の表示に用いる単位を表示
（メートル・トン、グラム、ジュール等）

5

表示単位

法令によって開示が禁止されている場合、開示する必要はない

サステナビリティ関連の機会に関する情報が、商業上の機密であると企業が判断した時には、開示しないことができる

6

法令との関係
商業上の機密

企業の見通しに影響を与えるとは合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示

質的特性

関連性（重要性）
忠実な表現（完全性、中立性、正確性）
比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性

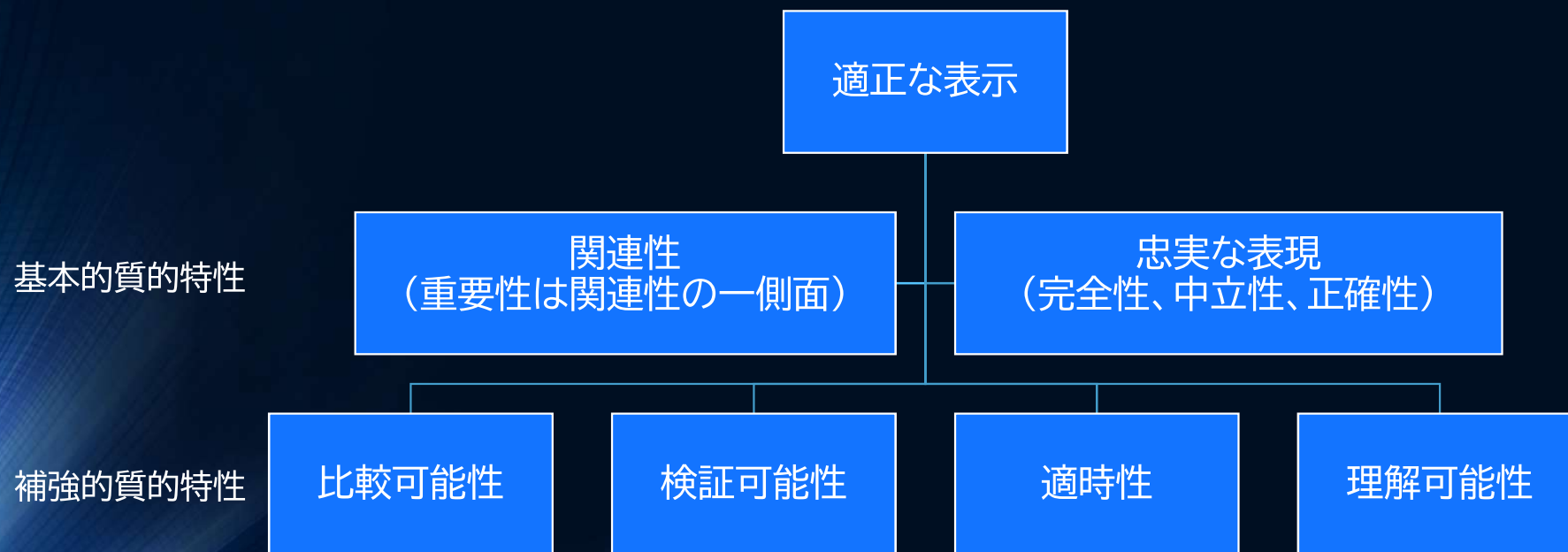
7

質的特性

質的特性

IFRS「財務報告に関する概念フレームワーク」を手直しし、要求事項とした

図 有用なサステナビリティ財務情報の質的特性



サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用」案

すべての事実及び状況を考慮し、サステナビリティ関連財務開示において情報をどのように**集約及び分解**するかを決定しなければならない。理解可能性を低下させてはならない

8

集約・分解

次のつながりを理解できるように情報を開示

- ・サステナビリティ関連の**リスク及び機会**の間につながり
- ・ガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標の**開示間**のつながり
- ・**財務諸表**などとの間のつながり

9

つながりのある情報

合理的で裏付け可能な**情報**の使用

- ・合理的に利用可能なすべての情報を考慮
- ・情報が裏付け可能となるよう、基準の定めを満たす
- ・報告期間の末日に利用可能な情報
- ・過大なコストや労力をかけずに利用可能

10

合理的で裏付け可能な情報

原則（次スライド図）

バリュー・チェーンの**範囲**の決定

↓
サステナビリティ関連の**リスク・機会**の識別

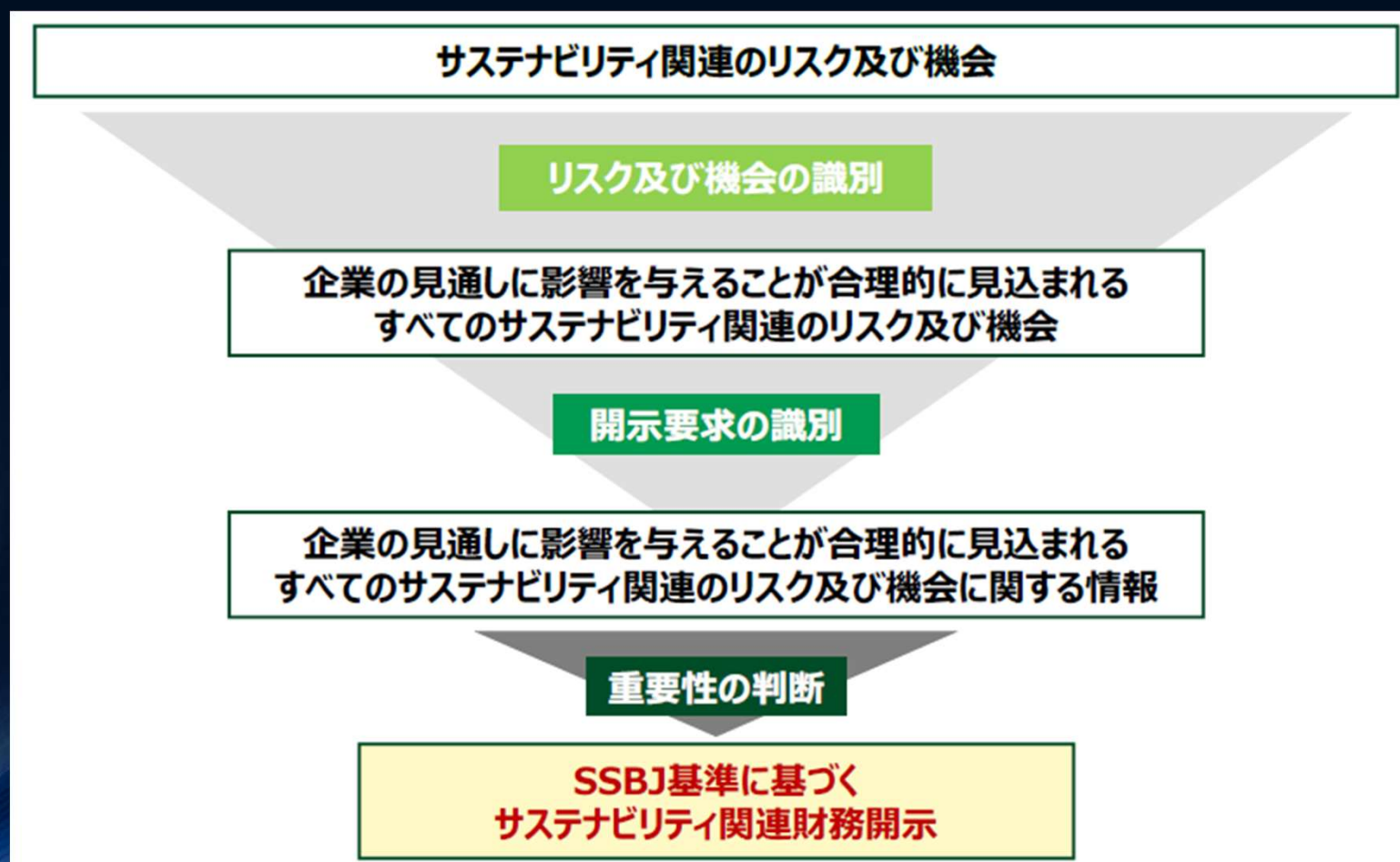
↓
識別した**リスク・機会**に関する**重要性**がある**情報**の識別

11

サステナビリティ関連**リスク・機会**の情報開示

サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用」案

サステナビリティ関連リスク・機会の情報開示 開示する情報の識別プロセス



サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用」案

サステナビリティ関連財務開示は、**関連する財務諸表とあわせて開示**

必ずしも同じ文書において報告することは要求していない

12

情報の
記載場所

原則として、関連する財務諸表と**同時に**報告

関連する財務諸表と**同じ報告期間**（ただし、法令の要請により報告する指標の算定期間を選択できる）

後発事象の開示

13

報告の
タイミング

すべての数値について、**前報告期間に係る比較情報**を開示

有用である場合、説明的・記述的な比較情報を開示

前報告期間の比較情報の更新

14

比較情報

SSBJサステナビリティ開示基準の**すべての定め**に準拠しない限り、準拠していると記述してはならない

法令に基づく開示は法令の名称を開示
任意開示はその旨を開示

15

準拠表明

サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用」案

サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で行った判断のうち、**最も重大な影響を与える判断に関する情報**を開示

- ・リスク及び機会の識別
- ・ガイダンスの情報源
- ・重要性ある情報の識別
- ・事象や状況の変化 等

16

判断

報告される**数値に影響を与える最も重大な不確実性に関する情報**を開示

- ・仮定又はその他の測定の不確実性の源泉の性質
- ・数値の計算手法、仮定及び見積りに対する感応度
- ・結果の範囲
- ・仮定の変更の説明 等

17

測定の不確実性

重要性がある過去の期間の誤謬（脱漏又は誤表示）は、事実上不可能でない限り、開示された**過去の報告期間の比較対象の数値を修正再表示**して訂正

18

誤謬

公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用

経過措置

最初の報告期間に

- ・比較情報を開示しなくてもよい
- ・気候関連のリスク及び機会のみの情報開示ができる

19

適用時期
経過措置

サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準」案

一般目的財務報告書の
主要な利用者が企業に
資源を提供するかどうかに関する意思決定
を行うにあたり有用な、
当該企業のサステナビ
リティ関連のリスク及
び機会に関する情報の
開示について定める

1

目的

本基準は、サステナビ
リティ開示基準に従っ
てサステナビリティ開
示を作成し報告するに
あたり適用

他のテーマ別基準が、
具体的なサステナビ
リティ関連のリスク及び
機会の情報開示を定め
る場合、これに従う

2

範囲

シナリオ分析：不確実
性がある状況下で、将
来事象の結果の考えら
れる範囲を識別し、評
価するためのプロセス

産業別の指標
その産業に属する企業
に共通するビジネス・
モデル又は活動に関連
する指標

3

用語の定義

サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準」案

サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続

1. ガバナンス機関又は個人

- (1) サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関の名称又は責任を負う個人の役職名
- (2) 機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか
- (3) サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略を監督する適切なスキルやコンピテンシーが利用可能か、開発予定かの判断
- (4) サステナビリティ関連のリスク及び機会を、どのように、どの頻度で情報を入手しているか
- (5) 企業の戦略、主要な取引の意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか
- (6) サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、目標達成の進捗をどのようにモニタリングしているか

2. 経営者の役割

- (1) 経営者等又は経営者等が関与する委員会その他の機関への役割の委任の情報
- (2) 経営者によるサステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続に関する情報

1

ガバナンス

サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略

1. サステナビリティ関連のリスク及び機会

- (1) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会、(2) 影響が生じる時間軸、(3) 短期・中期・長期の定義、(4) 戦略的意思決定に用いる計画期間との関係

2. ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響

- (1) サステナビリティ関連のリスク及び機会が、現在のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響、(2) 予想される影響、(3) リスク及び機会が集中する部分

3. 財務的影響

- (1) サステナビリティ関連のリスク及び機会の、当期の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローへの影響、(2) (1)のうち翌期の資産及び負債に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの、(3) 企業の戦略を踏まえた短期・中期・長期の財政状態の変化の見込み、(4) 財務業績及びキャッシュ・フローの変化の見込み

4. 戦略及び意思決定に与える影響

- (1) 戦略や意思決定におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会への対応、(2) 計画の進捗、(3) サステナビリティ関連のリスク及び機会のトレードオフ

5. レジリエンス

- (1) サステナビリティ関連のリスクに関連する、報告期間末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性的評価、(2) 定量的評価

2

戦略

サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準」案

サステナビリティ関連のリスク及び機会を**識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセス**。
企業の全体的なリスク・プロファイル及び全体的なリスク管理プロセス

- (1) 企業がサステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報
- (2) サステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報
- (3) サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報

3

リスク管理

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業の**パフォーマンスを理解できる指標及び目標**

1. 指標

- (1) SSBJ基準が要求している指標
- (2) サステナビリティ関連のリスク又は機会、及び、それに関する企業のパフォーマンスを測定し、モニタリングするために企業が用いている指標

2. 目標

戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標及び企業が活動する法域により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標に関する情報を開示しなければならない。

- (1) 目標を設定し、目標の達成に向けた進捗をモニタリングするための指標
- (2) 具体的な定量的又は定性的目標
- (3) 目標が適用される期間
- (4) 進捗が測定される基礎となる期間
- (5) マイルストーン及び中間目標がある場合、その内容
- (6) 目標のそれぞれに対する企業のパフォーマンス
- (7) 企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列分析
- (8) 目標を変更した場合、その旨及びその内容

4

指標及び目標

サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準」案

一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定める。

1

目的

企業がさらされている気候関連のリスク（物理的リスク及び移行リスクを含む）及び企業が利用可能な気候関連の機会に適用

2

範囲

気候関連のリスク：気候変動が企業に与える、潜在的なネガティブな影響。物理的リスク及び移行リスクに分類

企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会：短期、中期及び長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会をあわせたもの

3

用語の定義

サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準」案

気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続

1. ガバナンス機関又は個人

- (1) 気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関の名称又は責任を負う個人の役職名
- (2) 機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか
- (3) 気候関連のリスク及び機会に対応する戦略を監督する適切なスキルやコンピテンシーが利用可能か、開発予定かの判断
- (4) 気候関連のリスク及び機会を、どのように、どの頻度で情報を入手しているか
- (5) 企業の戦略、主要な取引の意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、気候関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか
- (6) 気候関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、目標達成の進捗をどのようにモニタリングしているか

2. 経営者の役割

- (1) 経営者等又は経営者等が関与する委員会その他の機関への役割の委任の情報
- (2) 経営者による気候関連のリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続に関する情報

3. 不必要な繰り返しの回避

1

ガバナンス

気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略

1. 気候関連のリスク及び機会

- (1) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会、
- (2) 影響が生じる時間軸、(3) 短期・中期・長期の定義、(4) 戦略的意思決定に用いる計画期間との関係

2. ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響

- (1) 気候関連のリスク及び機会が、現在のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響、(2) 予想される影響、(3) リスク及び機会が集中する部分

3. 財務的影響

- (1) 気候関連のリスク及び機会の、当期の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローへの影響、(2) (1)のうち翌期の資産及び負債に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの、(3) 企業の戦略を踏まえた短期・中期・長期の財政状態の変化の見込み、(4) 財務業績及びキャッシュ・フローの変化の見込み (定量的情報の開示とその免除の記載あり)

4. 戦略及び意思決定に与える影響

- (1) 戦略や意思決定における気候関連のリスク及び機会への対応、(2) 資源確保の方法及び計画、(3) 計画の進捗、(4) 気候関連のリスク及び機会のトレードオフ

5. 気候レジリエンス

- 気候関連のシナリオ分析に基づき気候レジリエンスを評価。シナリオ分析の手法及び実施時期、報告期間末日の気候レジリエンスの評価 (別紙Aに追加の定め)

2

戦略

サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準」案

気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセス。企業の全体的なリスク管理プロセスとの統合方法及び利用方法

- (1) 企業が気候関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報
- (2) 気候関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報
- (3) 気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報

不必要な繰り返しの回避

3

リスク管理

気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できる指標及び目標

1. 気候関連の指標

- (1) 産業横断的指標等の開示
 - ・温室効果ガス排出の絶対総量の開示（スコープ1、スコープ2、スコープ3）
 - ・GHGプロトコルに基づく温室効果ガス排出の測定
 - ・温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告
 - ・スコープ1温室効果ガス排出及びスコープ2温室効果ガス排出の開示
 - ・スコープ3温室効果ガス排出の開示
 - ・ファイナンスド・エミッション
 - ・温室効果ガス排出の測定アプローチに関する開示
 - ・温室効果ガス排出の測定方法に関する開示
 - ・スコープ3温室効果ガス排出の算定（別紙Bスコープ3測定フレームワーク）
 - ・気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する開示
 - ・資本投下に関する開示
 - ・内部炭素価格に関する開示
 - ・報酬に関する開示
- (2) 産業別の指標

2. 気候関連の目標

- (1) 気候関連の目標の特定、
- (2) 温室効果ガス排出目標

4

指標及び目標

サステナビリティ開示基準の動向：IFRS財団

証券監督者国際機構（IOSCO）によるIFRSサステナビリティ開示基準のエンドースメント

- ・ IOSCOはIFRS S1号、IFRS S2号のエンドース（承認）を決定（2023年7月）
- ・ ISSBの作業が、グローバル・レベルの資本市場が用いるのに適したものであることを証明
- ・ 20年以上前のIFRS会計基準の広範囲で包括的な導入におけるIOSCOの重要な役割を反映

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）からIFRS財団への移行（2023年7月）

- ・ IFRS S基準（コアコンテンツ）はTCFD提言がベース
- ・ IFRS S2号とTCFD開示の比較（2023年6月）
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/ifrs-s2/ifrs-s2-comparison-tcf-d-july2023.pdf>
- ・ TCFDからIFRS財団が気候関連情報開示の監督を引継ぐ（金融安定理事会（FSB）公表）
- ・ TCFDは2024年に解散

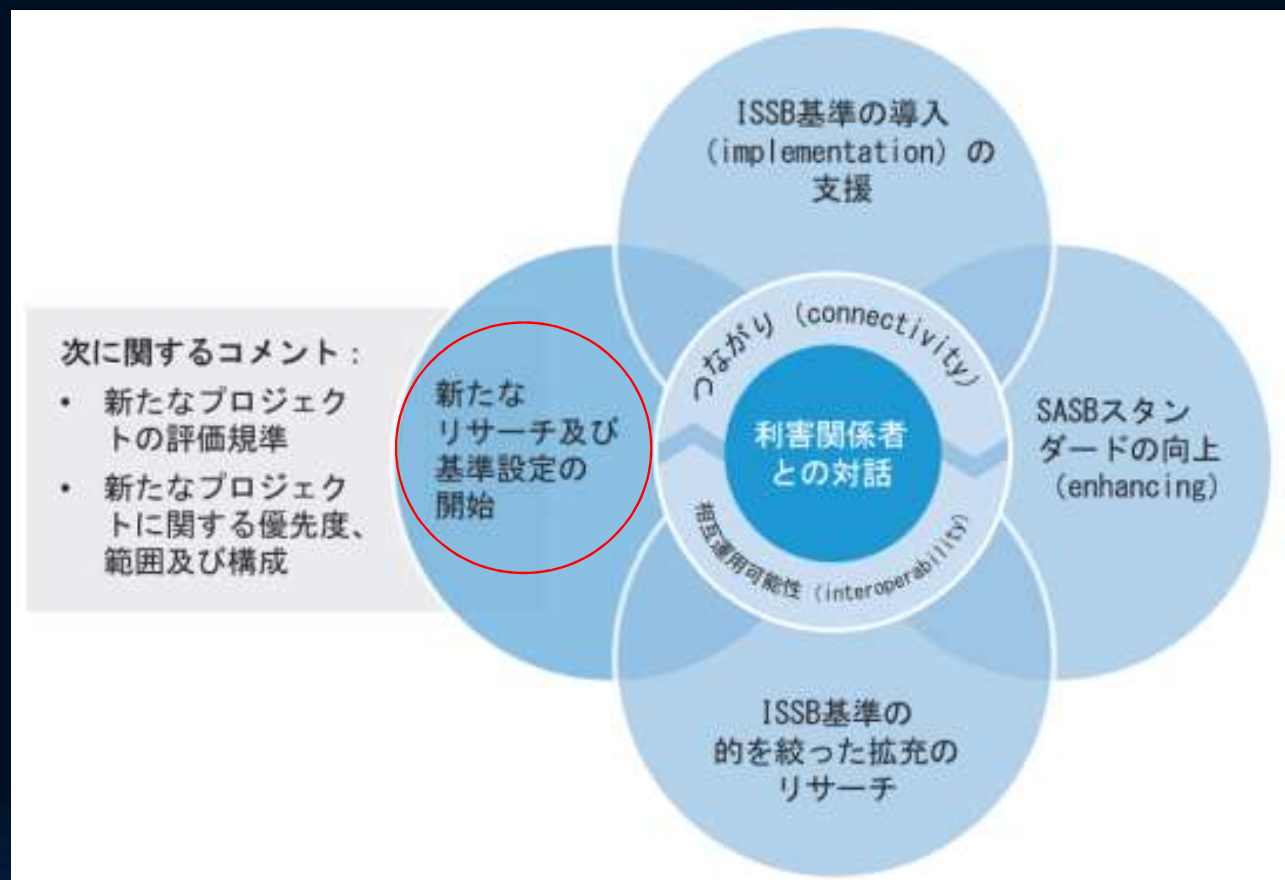
サステナビリティ開示基準の動向：IFRS財団

ISSB情報要請（2023年）

アジェンダの優先度に関する協議
→今後2年間の作業計画

新たなリサーチ及び基準設定 のプロジェクト案

- ・ 評価基準
投資家にとってのマテリアリティ、開示方法の不備、影響を及ぼす企業の種類、広範性、他のプロジェクトとの関連性、実現可能性、ISSBとステークホルダーのキャパシティ
- ・ サステナビリティ関連
 - ・ 生物多様性、生態系及び生態系サービス
 - ・ 人的資本
 - ・ 人権
- ・ 報告における統合（Integration in Reporting）



ISSB 新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト案

サステナビリティ関連の3つの候補のトピックス

生物多様性、生態系及び生態系サービス (BEES)

生物多様性：自然システムの基本的な特徴

生態系：地球上の生命が依存する生態系サービスを提供する

- ・ 生物多様性は財務安定性への脅威を低減する
- ・ 人間の活動は直接・間接にBEESの変化に関わる
- ・ 企業は保存、保全及び修復に貢献することにより、その恩恵を受ける
- ・ 効果的な開示は原材料供給と価格設定の安定性により、事業のレジリエンスを高める
- ・ 水、土地利用（とその変更）、汚染、資源の搾取、侵略的な外来種

人的資本：企業自身の労働力を構成する人々、その労働力それぞれの適正、能力及び経験、イノベーション意欲

- ・ 企業の能力を高める：人材の獲得と保持、製品・サービス設計・販売・流通、地域社会との関係強化、リスクの識別、生産性向上、コスト制約

人権：人間であることによりあらゆる人に属する基本的権利及び自由（生存権、食物・教育・仕事・健康・自由等）

- ・ リスク・機会、価値・評判、事業運営の認可に影響を与える

ISSB新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト案

報告における統合

価値創造に関する情報が、概念上及び事業上の関連性を通じて、どこで、どのような内容を、どのように繋がりをもたせることを包含し、下の相互依存性、シナジーとトレードオフを含む

- ・ 様々なリソースと関連性
- ・ 企業による価値創造は、企業が他のステークホルダー、社会及び自然環境のために創造する価値と密接に関連している
- ・ 開示媒体、開示フレームワークの関係性をどう整理するか
- ・ マネジメントコメンタリー（IASB）・ 報告における統合（ISSB）の共有

本アジェンダ協議

- ・ ISSBのグローバルな基準設定には公平性と透明性が求められ、そのプロセス
- ・ 2024年6月ごろには今後の作業計画を公表予定

IASBのプロジェクト「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」にも注目

サステナビリティ開示基準の適用対象、適用時期のイメージ

対象	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	203X年
SSBJ基準	3月～7月 公開草案	3月 最終化予定					
プライム	以下の取組みを開始 <ul style="list-style-type: none"> 開示の好事例を通じた促進 TCFD提言による開示 Scope1・2の開示を推奨 		案1 SSBJ基準 任意適用	3月期～ (有報) SSBJ基準 義務化の開始 対象:時価総額 3兆円以上 (時価総額55%)	3月期～ (有報) SSBJ基準 義務化の拡大 対象:時価総額 1兆円以上 (時価総額74%) 保証	順次拡大	(有報) SSBJ基準 義務化 対象:プライム 全企業 保証
			案2 SSBJ基準 任意適用		3月期～ (有報) SSBJ基準 義務化の開始 対象:時価総額 3兆円以上 (時価総額55%) 保証	3月期～ (有報) SSBJ基準 義務化の拡大 対象:時価総額 1兆円以上 (時価総額74%) 保証	順次拡大
スタンダード	以下の取組みを通じて開示を底上げ <ul style="list-style-type: none"> 開示の好事例を通じた促進 TCFD提言の利用 Scope1・2の開示を推奨 						
グロース	※ SSBJ基準の任意適用は可能						
EU		12月期 欧州 子会社 限定的 保証			12月期 連結 ベース 限定的 保証		
CSRD ESRS							

金融庁
第2回金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ資料
(2024.5.14.)

サステナビリティ開示の役割

サステナビリティ開示
(情報的手法)

国際条約、法規制など
(規制的手法、経済的手法等)



サステナビリティ開示の狙い

- ・ 中長期的な、より良い経済的な意思決定につながることに
- ・ サステナビリティ関連のリスクを織り込んだ上でビジネス機会を得られるようなより強靱な事業を構築すること

企業

- ・ 外部性を短中長期の**ビジネスモデル**にどう取り込むか
- ・ トップの関与&サステナビリティ対応と企業価値向上のロードマップ

1. なぜサステナビリティ開示？



2. サステナビリティ開示基準

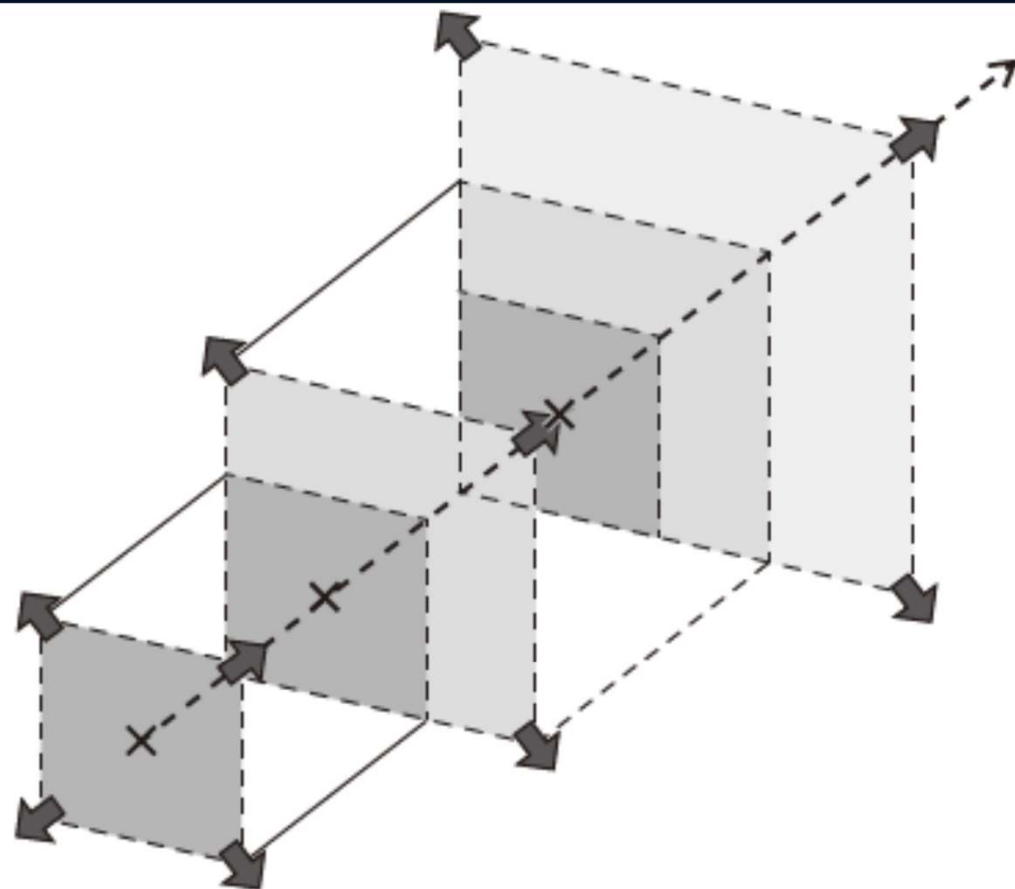
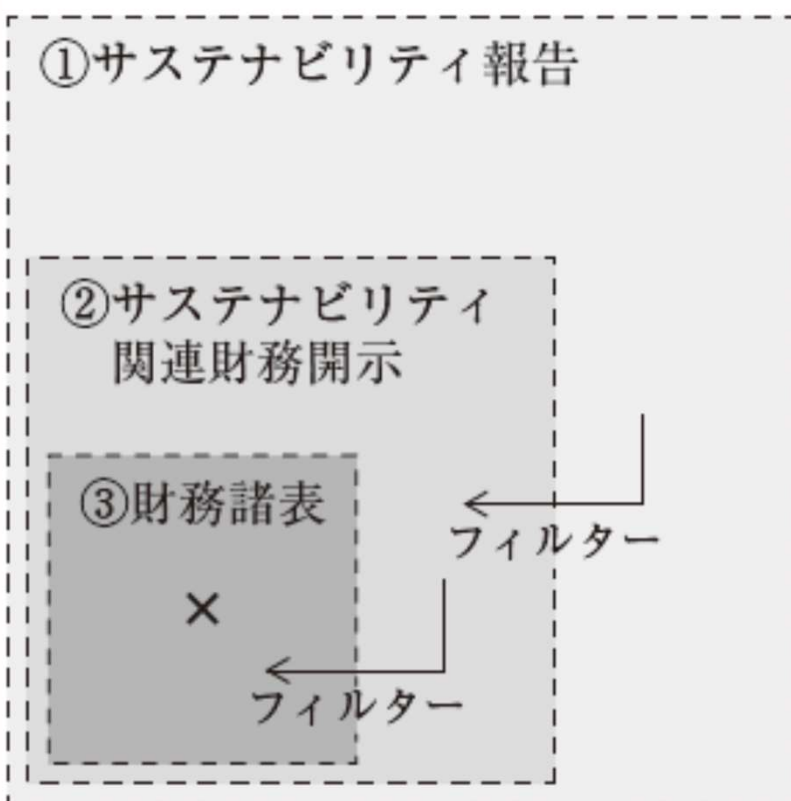


3. 活用例とポイント



Outline

②有価証券報告書 ①サステナビリティ報告書 or 統合報告書



(プロトタイプの例示 (CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB (2020)) Figure 1 を基に作図)

有価証券報告書（法定開示）におけるサステナビリティ情報等の記載事項の追加・拡充 金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（2023.1.31）2023年3月期～適用

①「従業員の状況」欄（拡充）

- ・多様性に関する開示：女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差など

②「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄（新設）

- ・サステナビリティ全般に関する開示：ガバナンス、リスク管理、戦略※、指標及び目標※
（※ 重要性に応じて） 将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない
- ・人的資本・多様性に関する開示：戦略、指標及び目標

③「コーポレート・ガバナンスに関する状況等」欄（拡充）

- ・コーポレート・ガバナンスの概要：取締役会等についての活動状況（開催頻度、具体的検討内容、個々の監査役の出席状況、常勤監査役の活動等）
- ・監査の状況：内部監査について、実効性確保のための取組（デュアルレポーティングライン含む）
- ・株式の保有状況：政策保有株式の発行会社との業務提携等についての内容を記載

サステナビリティ情報&株価・利益

サステナビリティ情報 と企業価値

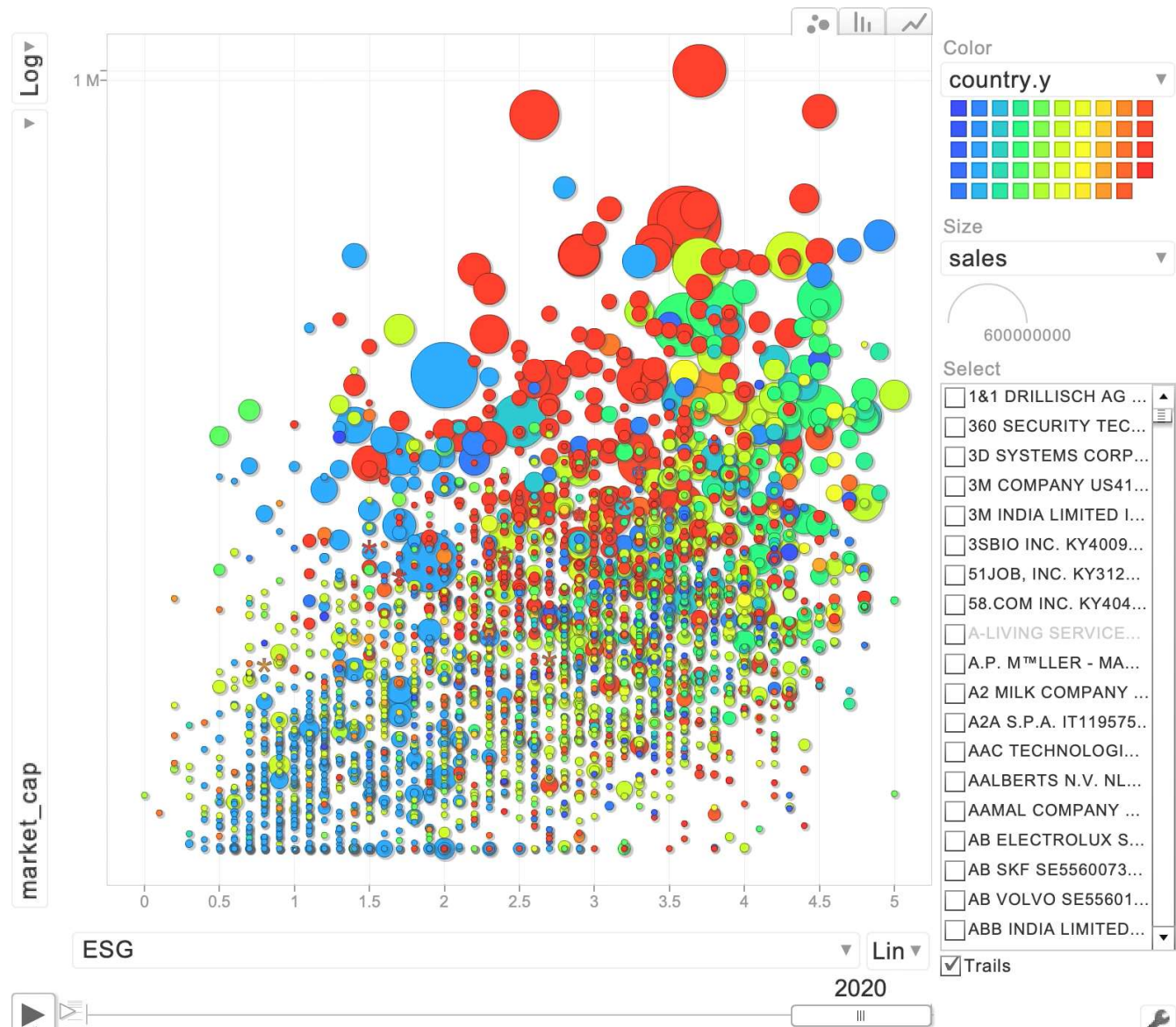
ESGと企業価値
国別

49カ国、2401~3945社
2015~2020年（6年間）

y : 株式時価総額 (log)

x : FTSE Russell ESGレーティング

→ ESG活動に取り組む企業
は株価が高い
国毎に層をなしている



サステナビリティ情報 と企業価値

ESGと企業価値

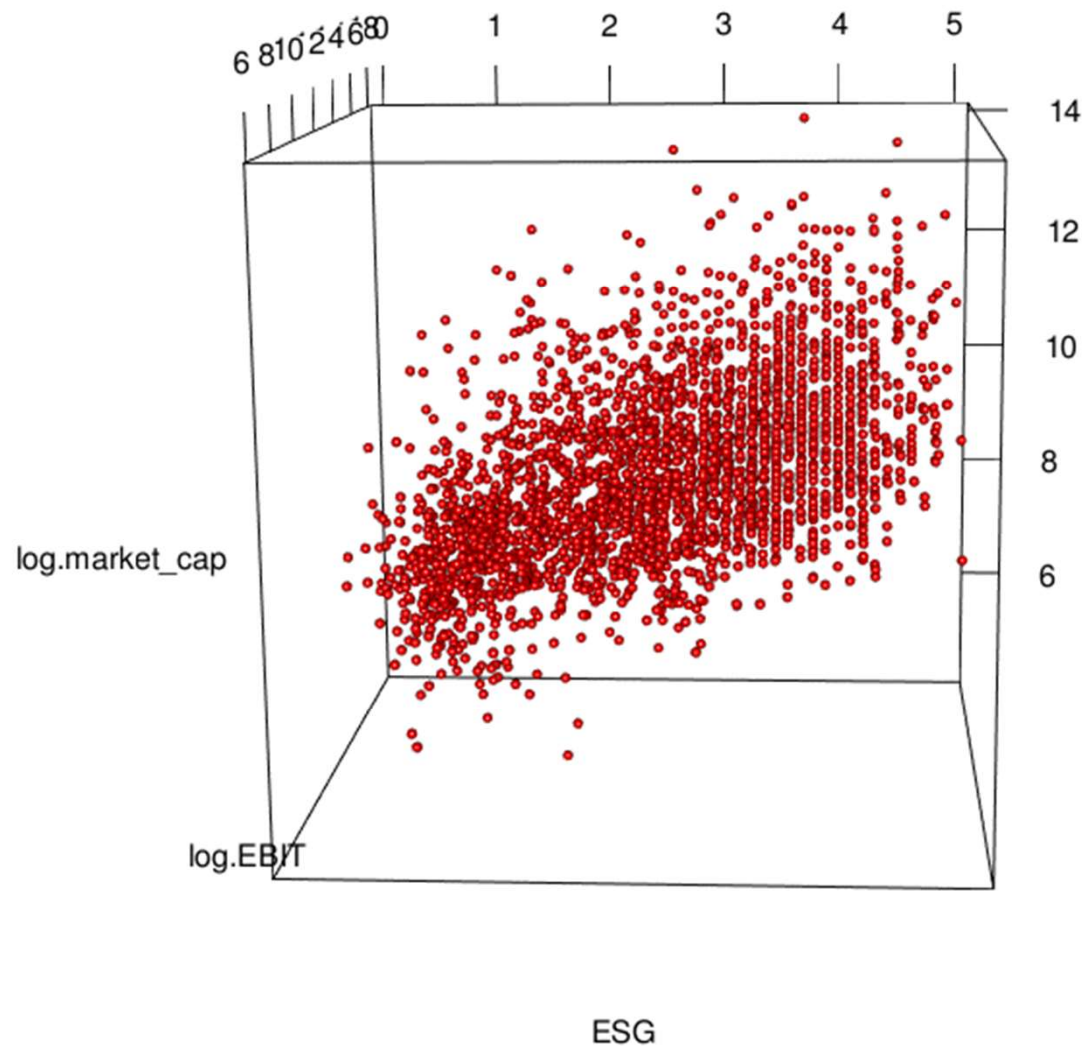
49カ国の企業

ESG (FTSE Russell ESG Rating)

利益 (logEBIT)

企業価値 (log株式時価総額)

→ ESG活動と株価に相関



サステナビリティ情報と企業価値

$$\log(\text{market_cap}_i) = \alpha_0 + \alpha_1 \log(\text{shareholders}_i) + \alpha_2 \log(\text{net_income}_i) + \alpha_3 \text{ESG}_i + \delta D(\text{type}_i) + \log(\varepsilon_i),$$

株式時価総額

純資産簿価

当期純利益

ESGスコア

先進国ダミー

	切片	log純資産	log利益	ESG	先進国ダミー	データ数
世界全体	-0.416	0.107	0.549	0.149	0.388	2,732
	(-2.391)*	(6.086)***	(31.733)***	(10.978)***	(13.277)***	

対数株式時価総額を被説明変数とする回帰分析の結果(非対称ティー誤差)

カッコ内はz比

5%水準で有意な値に*、1%水準で有意な値に**、0.1%水準で有意な値に***を付している

- 純資産、利益を所与としても、ESGスコアの係数は有意に正
- ESGスコアが高いほど企業価値（株式時価総額）が高い

財務情報とサステナビリティ情報の説明力は？

財務情報とサステナビリティ情報の説明力

財務情報とESGの企業価値に対する説明力（寄与率）の比較

49カ国の企業

財務情報とESG : 寄与率 $R^2_{\text{Full}} = 0.68$

$$\log(\text{株式時価総額}_i) = a_0 + a_1 \log(\text{純資産}_i) + a_2 \log(\text{純利益}_i) + a_3 \text{ESG}_i + \beta D(\text{国タイプ}_i) + \log(\varepsilon_i)$$

財務情報 : 寄与率 $R^2_{\text{Fin}} = 0.616$

寄与率差 $R^2_{\text{Full}} - R^2_{\text{Fin}} = 0.064$

$$\log(\text{株式時価総額}_i) = a_0 + a_1 \log(\text{純資産}_i) + a_2 \log(\text{純利益}_i) + \log(\varepsilon_i)$$

ESG : 寄与率 $R^2_{\text{ESG}} = 0.332$

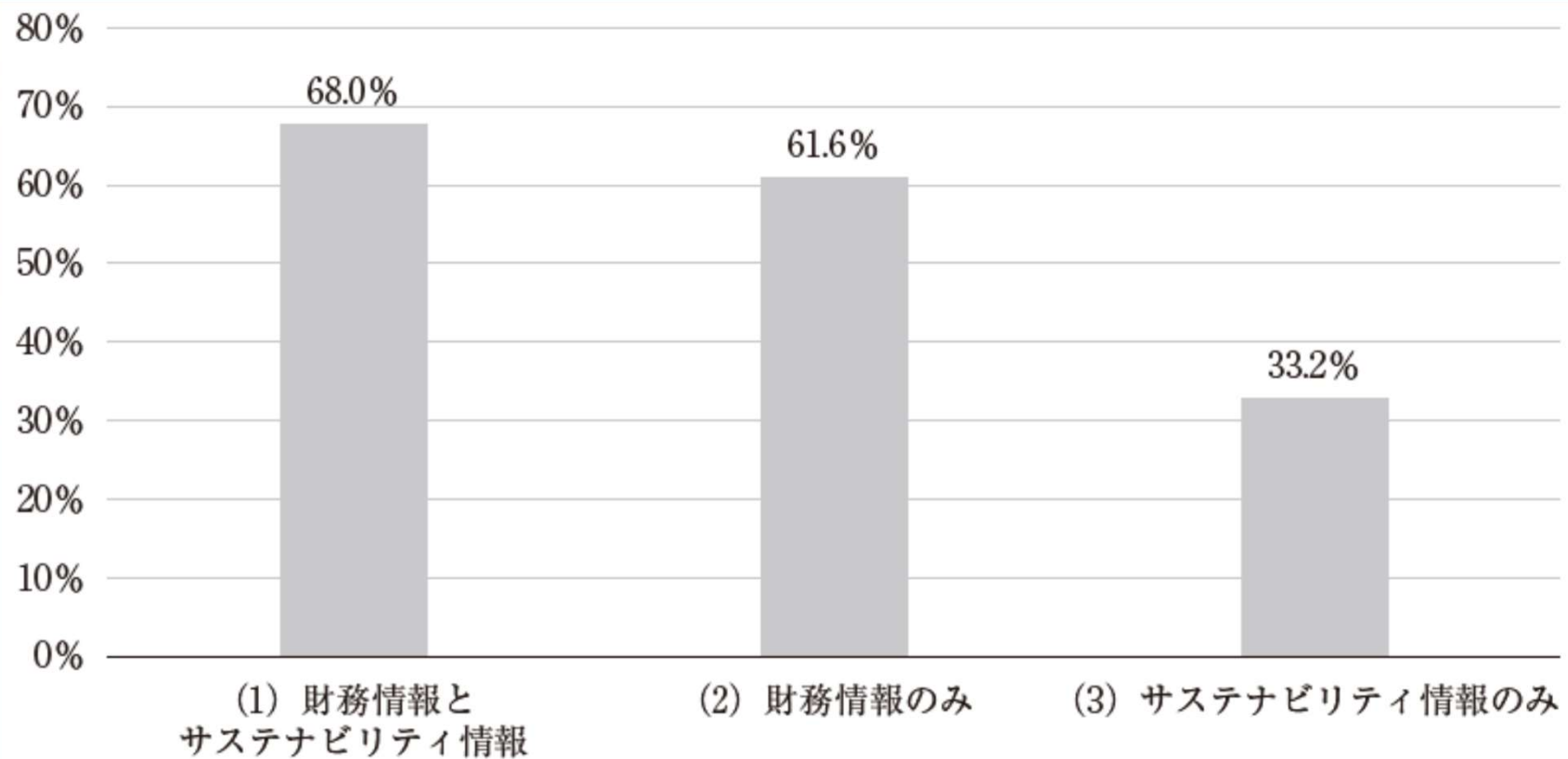
寄与率差 $R^2_{\text{Full}} - R^2_{\text{ESG}} = 0.348$

$$\log(\text{株式時価総額}_i) = a_0 + a_3 \text{ESG}_i + \beta D(\text{国タイプ}_i) + \log(\varepsilon_i)$$

財務情報とサステナビリティ情報の説明力

財務情報とESGの企業価値に対する説明力（寄与率）の比較

49カ国の企業



(1) 式 $\log(\text{株式時価総額}_i) = \alpha_0 + \alpha_1 \log(\text{純資産}_i) + \alpha_2 \log(\text{純利益}_i) + \alpha_3 \text{ESG}_i + \beta D(\text{国タイプ}_i) + \log(\varepsilon_i)$

(2) 式 $\log(\text{株式時価総額}_i) = \alpha_0 + \alpha_1 \log(\text{純資産}_i) + \alpha_2 \log(\text{純利益}_i) + \log(\varepsilon_i)$

(3) 式 $\log(\text{株式時価総額}_i) = \alpha_0 + \alpha_3 \text{ESG}_i + \beta D(\text{国タイプ}_i) + \log(\varepsilon_i)$

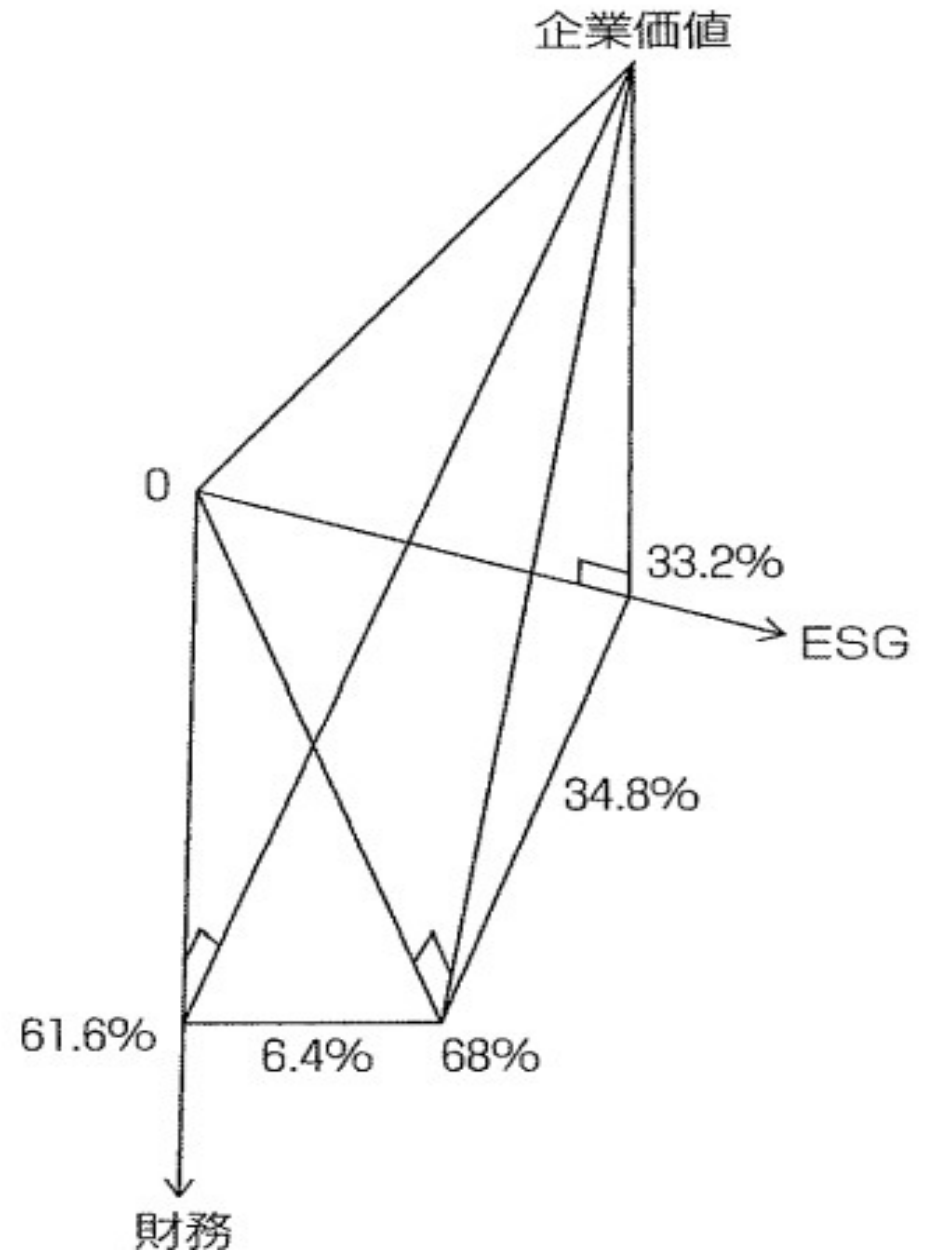
財務情報とサステナビリティ情報の説明力

財務情報とESGの企業価値に対する説明力（寄与率）の比較
49カ国の企業

財務情報とESG：寄与率 $R^2_{Full} = 0.68$

財務情報：寄与率 $R^2_{Fin} = 0.616$

ESG：寄与率 $R^2_{ESG} = 0.332$



さいごに

サステナビリティ開示は目的ではない

サステナビリティの重要課題の解決（外部性の積極的な内部化）を、長期的なFCFや超過利益の増加、価値創造に具体的にどう結びつけているか
（内部化しないことはリスク）

開示対応ではなく、企業価値向上が期待できる（期待値を上げる）情報開示

トップダウン（経営者の意識、自ら発信）

自社の強み・経験を活かした長期的価値創造とその実現の道筋（機会の獲得、リスク低減）ストーリーを示して、ステークホルダーの期待につなげる

サステナビリティ基準は 企業価値向上の手引書

ISSB 小森博司理事

参考文献等

- Christensen, H.B., Hail, L. and Leuz, C. (2021) "Mandatory CSR and sustainability reporting: economic analysis and literature review" Review of Accounting Studies No. 26, pp. 1176–1248.
- Managi, S., Jimichi, M. and Saka, C. (2021) Human capital development: Lessons from global corporate data, Economic Analysis and Policy, No. 72, pp. 268-275.
- Oshika, T. and Saka, C. (2017) "Sustainability KPIs for Integrated Reporting", Social Responsibility Journal, Vol. 13, No. 3. pp. 625-642.
- Saka, C. and Jimichi, M. (2017) "Evidence of Inequality from Accounting Data Visualisation", Taiwan Accounting Review, Vol. 13, No. 2, pp. 193–234.
- Saka, C. and Noda, A. (2013) "The effects of stakeholders on CSR disclosure: Evidence from Japan", Proceedings of the 8th International Conference of Accounting and Management Systems, pp.867-897.
- Saka, C. and Oshika, T. (2014) "Disclosure effects, carbon emissions and corporate value", Sustainability Accounting, Management and Policy Journal, Vol. 5 No. 1, pp. 22-45.
- Saka, C., Oshika, T. and Jimichi, M. (2018) "Financial KPIs for Sustainability: Evidence from Japanese Long-lived Firms", International Review of Business, No. 19, pp. 1-18.
- Saka, C., Oshika, T. and Jimichi, M. (2019) "Visualization of Tax Avoidance and Tax Rate Convergence: Exploratory Analysis of World-scale Accounting Data", Meditari Accountancy Research, Vol. 27, No. 5, pp. 695–724.
- Saka, C., Oshika, T. and Jimichi, M. (2020) "Does tax avoidance diminish firms' sustainability?", Journal Global Policy and Governance, Vol. 8 No. 2, Special edition on "European economic issues and Asian responses", pp. 95-114.
- 大鹿智基, 阪 智香, 地道正行, 『「社会にとってよい企業」への市場の評価とサステナビリティ』, 企業会計, 第 72 巻, 第 1 号, pp. 74–80, 中央経済社, 2020年1月.
- 栗山浩一・馬奈木俊介『環境経済学をつかむ (第4版)』有斐閣、2020年
- 経済産業省「非財務情報の開示指針研究会」資料
- 國部克彦『アカウンタビリティから経営倫理へ』有斐閣、2017年
- 阪 智香『世界を正しく知るために、企業活動の実態を解析』, 東洋経済 ACADEMIC、SDGs 大学特集Vol.2, 東洋経済新報社, pp. 14–15, 2020年6月.
- 阪 智香『会計情報から企業行動を読み解く』, 旬刊経理情報, 談・論 (巻頭言), 第 1597 号, 中央経済社, p.1, 2020 年12月.
- 阪 智香『データは対話のツール』, 企業会計, 第 73巻, 第 1 号, pp. 42–43, 中央経済社, 2021年1月.
- 阪 智香『ESGと企業価値』, 商学論究, 第 68巻, 第 4 号, pp. 149–170, 2021年3月.
- 阪 智香『ESGと企業価値、将来に向けての視点』, 会計, 第 199巻, 第 4 号, pp. 12–24, 森山書店, 2021年4月.
- 阪 智香『企業の格差と分配－探索的財務データ解析』, ディスクロージャー & IR, 第 17巻, pp. 154–163, 宝印刷, 2021年5月.
- 阪 智香『アカデミック・フォーサイト－世界の上場企業の財務データ解析』, 会計・監査ジャーナル, 第 792号, pp. 76–84, 中央経済社, 2021年7月.
- 阪 智香『高まりつつあるサステナビリティ情報の説明力』企業会計, Vol. 74, No. 6, pp. 14–20, 中央経済社, 2022年6月.
- 阪 智香『DXの進展と会計研究・教育』, 会計, 第 201巻, 第 6 号, pp. 67–79, 森山書店, 2022年6月.
- 阪 智香『グローバルな財務・ESGデータ分析から見える課題』国際会計研究学会年報, 通号49・50合併号, pp. 57–69, 国際会計研究学会, 2022年7月.
- 阪 智香『サステナビリティ開示－経済社会のサステナビリティに向けての貢献』会計, 第203巻第1号, pp. 92–106, 2023年1月.
- 地道正行, 阪 智香『財務データと ESG レーティングデータの前処理と結合』, 商学論究, 第 68 巻, 第 3号, pp. 79–116, 2021年3月.

ご清聴ありがとうございました